

JAS法が 改正されました

一連の表示偽装事件の多発を受け、
2002年7月に改正JAS法
(農林物資の規格化及び品質表示の適
正化に関する法律)が施行されました。



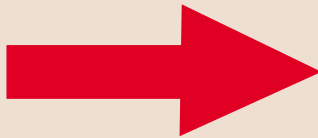
もう許さない!
うそ表示

JAS法改正のポイント

①違反業者名は公表されます!

改正前

指示に従わない
場合にのみ公表



改正後

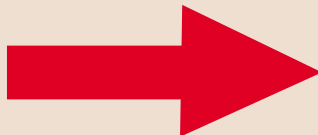
指示を受けた場合
公表

※それ以外の場合でも、
公表されることがあります。

②違反業者の罰則が強化されました!

改正前

個人・法人とも
50万円以下の罰金



改正後

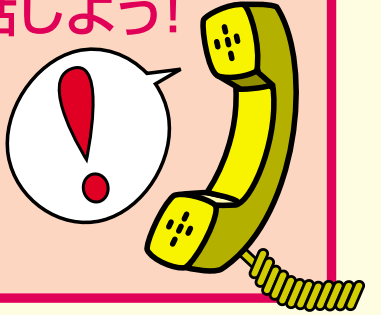
(個人)
100万円以下の罰金
又は1年以下の懲役
(法人)
1億円以下の罰金



- JAS法に基づく品質表示基準は、食品の製造業者、販売業者等に対し、すべての食品について、以下のような表示をすることを義務付けています。
- 表示のルールを守らない違反者は、公表されたり、JAS法に基づく処分を受けます。処分に従わない場合には処罰(罰金又は懲役)されることがあります。
- 詳しくは、最後のページの電話番号までお問い合わせ下さい。

食品表示110番に電話しよう!

- ★全国65ヶ所にホットラインを設置し、食品表示についての情報提供をひろく受け付けています。
- ★受け付けているのは、以下のような情報です。
 - ①偽装表示等不審な食品表示に関する情報
 - ②食品の表示制度に関する質問 など



生鮮食品

農産物

- ①名称 その内容を表す一般的な名称を記載
- ②原産地
 - **国産** 都道府県名を記載
〔市町村名や、その他一般に知られている地名でも可〕
 - **輸入品** 原産国名を記載
〔一般に知られている地名でも可〕



畜産物

- ①名称 その内容を表す一般的な名称を記載
- ②原産地
 - **国産** 『国産』である旨を記載
〔主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名などでも可〕
 - **輸入品** 原産国名を記載



水産物

- ①名称 その内容を表す一般的な名称を記載
- ②原産地
 - **国産** 生産した水域名又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名)を記載
〔ただし、水域名の記載が困難な場合は、これに代え、水揚げした港名又は水揚げされた港が属する都道府県名を記載することができる。 ※水域名に港名又は都道府県名を併記することができる。〕
 - **輸入品** 原産国名を記載



- ③解凍 冷凍したものを解凍して販売する場合は『解凍』と記載
- ④養殖 養殖されたものを販売する場合は『養殖』と記載

※このほか、食品の品質を誤認させるような表示は禁止されています。
※上記の表示以外にも、品目によって、表示が必要な項目が定められている場合があります。
詳しくは、最後のページの電話番号まで、お問い合わせ下さい。

加工食品

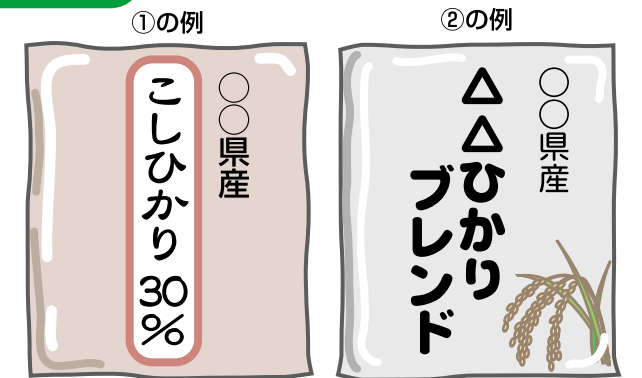
- ①名称 その内容を表す一般的な名称を記載
- ②原材料名 使用した原材料を、食品添加物とそれ以外に区分して、原材料に占める重量の多いものから順に、すべて記載
- ③内容量 重量(重さ)、体積(かさ)又は数量を単位を明記して記載
- ④賞味期限 賞味期限を記載(品質保持期限)
- ⑤保存方法 保存方法を記載
- ⑥原産国名 輸入品の場合、原産国名を記載
- ⑦製造者等 製造業者等(輸入品の場合は輸入業者)の氏名又は名称及び住所を記載



玄米及び精米

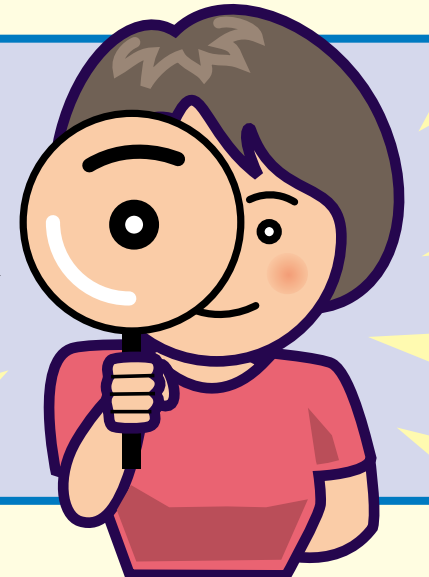
ブレンド米の表示が次のように改正されました。(平成14年8月末までは従来の基準による表示も認められています。)

- ①使用割合が50%未満の原料米の強調表示(ただし、その「使用割合」を産地・品種等の文字と同等以上の大きさで表示すれば可)
- ②ブレンドである旨の文字の大きさを、産地、品種等を表す文字より小さく表示することを禁止



消費者の味方!あなたの街の食品表示ウォッチャー

- ★全国で1300人以上の食品表示ウォッチャーが、毎日のお買い物しながら、食品表示の適正化のために活動しています。
- ★ウォッチャーは、次の2つの活動を行っています。
 - ①食品の表示状況をモニター
 - ②不適正な食品表示に関する情報を提供



（食品表示についての お問い合わせ先）

食品表示に関することなら、お気軽にお電話下さい。

●食品表示110番フリーダイヤル **0120-481-239**
(農林水産消費技術センター)

●独立行政法人農林水産消費技術センター

名称	所在地電話番号及びFAX番号	管轄区域(都道府県)
本部	〒330-9722 埼玉県さいたま市北袋町1-21-2 さいたま新都心合同庁舎検査棟 TEL:048-600-2381 FAX:048-600-2377	新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京
小樽センター	〒047-0007 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎 TEL:0134-21-2550 FAX:0134-32-5366	北海道
仙台センター	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 TEL:022-298-9450 FAX:022-293-3933	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
横浜センター	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 TEL:045-224-4250 FAX:045-201-7438	神奈川、千葉、山梨、長野、静岡
名古屋センター	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館 TEL:052-229-1063 FAX:052-232-2089	岐阜、愛知、三重、富山、石川、福井
神戸センター	〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町1-4 TEL:078-325-5255 FAX:078-331-7664	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、大阪
岡山センター	〒700-0907 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 TEL:086-235-9350 FAX:086-227-2256	鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
門司センター	〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎 TEL:093-322-1550 FAX:093-332-4963	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

●各地方農政局、沖縄総合事務局

名称	所在地電話番号	管轄区域(都道府県)
東北農政局企画調整部消費生活課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL:022-221-6108	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局企画調整部消費生活課	〒330-9722 埼玉県さいたま市北袋町1-21-2 さいたま新都心合同庁舎第2号館 TEL:048-600-0600 (内線) 3122	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局企画調整部消費生活課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL:076-263-2161 (内線) 3232	富山、石川、福井、新潟
東海農政局企画調整部消費生活課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL:052-223-4618	愛知、岐阜、三重
近畿農政局企画調整部消費生活課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 TEL:075-414-9026	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、大阪
中国四国農政局企画調整部消費生活課	〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 TEL:086-224-9409	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局企画調整部消費生活課	〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎 TEL:096-353-7364	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局農林水産部農政課	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル TEL:098-866-0031 (内線) 380	沖縄

※このほか、お近くの食糧事務所でも受け付けています。

●農林水産省総合食料局品質課食品表示対策室

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 TEL:03-3502-5728 FAX:03-3501-0580

●農林水産省消費者の部屋

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 TEL:03-3591-6529 FAX:03-5512-7651

発行／財団法人 食品流通構造改善促進機構

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル3F TEL:03-3505-2062 FAX:03-3505-2254